

(内容は議員本人が要約しています)



おがさわらなほし  
小笠原直治議員

## 早来義務教育学校総事業費、町民に示した35億円を超え、40億円超の見通しが。

現時点で、総事業費約36億2436万6000円と説明。含まれていない旧早来中学校解体費、2億7040万円を加えると、すでに39億円になっている。今後、この金額が増える可能性は・・・?

**質問** 総事業費の金額は。

**答弁** 令和元年から令和5年までの事業費に対して、36億2千436万6千円を見込んでいます。

**質問** 議会と町民に提示した総事業費は35億円であり、旧早来中学校解体費、2億7千40万は含まれていない。これに加えると39億円に迫る。どうなっているのか。

**答弁** 35億円と積算して、提示した経過はある。現実的に設計を進めると色々な変化も生じて、予想以上に大きな変動があった。

**質問** 昨年の4月に全員協議会で、令和3年度から令和5年度までの合計工事費は既存の校舎解体、グラウンド整備まで含めて34億9千789万円と事業工程表を提示して説明している。

10ヶ月経つだけで4億円増えているが何故なのか。

**答弁** 財政計画を立てる段階では34億円の金額を財政シミュレーションをきちんとする約束を前提で積算をしたが、解体費・人件費・資材費が高騰している。

**質問** 国庫支出金の金額は。

**答弁** 交付金・負担金・解体費の総額は10億7千662万4千円です。

**質問** 地方債の内訳は。

**答弁** 過疎対策事業債の活用で22億10万円を借り入れ、その内70%が交付税措置されます。現時点で10億968万7千円は町の負担金となり、寄付金・一般財源・基金繰入・ふるさと納税等々で確保して行くことを、現在進めている。

### 敷地内は地盤沈下ではなく、亀裂。早来中学校は修理・修繕可能だった。

**質問** 地盤沈下の被害を受け、応急危険判定で要注意とされた旧早来中学校敷地

内地質調査によると、旧早来中学校は修理・修繕が可能で、使用できたのではないか。

**答弁** 調査報告に沿えば、修理・修繕は可能かと問われると、可能性はあったと思われる。

### 学校選択制度を覆し、安平小・遠浅小、廃校へと進む

**質問** 早来義務教育学校の開校により、安平小・遠浅小は学校選択制度を導入と説明していた。統廃合の方向性を示したのは何故か。

**答弁** 学校の確保を課題とした統廃合は進んでいなかった。小・中学校全体の適正規模・適正配置に向けた再編整備の検討を進める事が重要と考える。

### はやきた子ども園、1号認定定員70名を超える町外受け入れやむを得ない事情の濫用、黙認する教育委員会、追認する子ども・子育て会議

**質問** はやきた子ども園の1号認定の年齢別の認可定員は。

**答弁** 1号認定幼稚園教育、5歳児20名、4歳児20名、3歳児20名、認可定員60名です。

**質問** 1号認定園児の弾力化運用・定員超過する場合の留意事項についての見解は。

**答弁** 1号には弾力化はない。但し最低の基準の範囲内で一時的な定員超過は運用として解釈される。

**質問** やむを得ない事情を踏まえて、一過性の措置として国は年度途中の需要の増大、子育て支援法・児童福祉法・災害・虐待等々があった場合、施設面積等を含めて確保されれば、定員の120%以内を超える減算措置適用とある。これについては理解されているか。

**答弁** 基本的にはそのルールもとで実施している。

**質問** 施設面積があるからと、やむを得ない事情を濫用して入園させる事ができるものではない。認可・利用定員を守る事が基本ではないか。

**答弁** 基本的にはその通りだと思います。



とりごえまゆみ  
鳥越真由美議員

# 『安平町まちづくり基本条例』を 身近なものに

**質問** 『安平町まちづくり基本条例』は施行から6年が過ぎた。これまでの状況と今後の取り扱いを伺う。

現在の町民自治推進委員会委員の構成状況は。

**答弁** 1号委員として住民基本台帳から無作為に選ばれ、委員としての選任を希望した者6名、2号委員として学識経験者1名、3号委員は地域コミュニティ団体構成員として各地区の町内会・自治会連合会から各1名選考された4名、その他町長が必要と認めた4号委員が1名の計12名。

**質問** 委員の年代の構成や男女比などを意識しているか。今後の考え方は。

**答弁** 12名中女性3名。年齢についてはバランスを考えた上で選任している。20代、30代、40代もいる。サイレントマジョリティー（普段意見を言うことが無い方々）に配慮することで広く町民を巻き込んだ委員会運営ができるとの提言をもらっている。広く町民の声を巻き込むという趣旨の

もと、委員構成の考え方として運営していきたい。

**質問** 施行前と比べ変化は。

**答弁** この条例は町民が主体となって、安平町が目指すまちづくりの実現を図ることを目的としているもの。町民はまちづくりに関する情報を知る権利とまちづくりに参画して、意見を述べ、権利を有し、自らが主役としての責任と役割を担い、積極的に参画することに努めることが規定されている。施行前よりも町民の多くの意見が町政運営に反映されているものと認識している。

本条例はまちづくりの基本理念を定めている。施行により劇的な変化は無いが、町民と議会、町の役割、町民参画を進めるためのルールを明確にし、地道に継続することで築き上げていく。

**質問** 町民、特に子どもたちどの程度浸透していると思うか。

**答弁** 条例施行前に広報紙で4回にわたり、解説の連載記事を掲載、施行後に配

布したダイジェスト版で理解して頂けると考えている。

**質問** この条例が子どもたちの心に残るように、小中高生から提言をもらってはどうか。

**答弁** (条例は)5年ごとの見直し、更には育てていくという理念のもとに作られている。子どもの声をと、明確に条例の中で規定されていないので、次回の見直しの審議時には意識していきたい。日本ユニセフ協会の子どもにやさしいまちづくり検証自治体として委嘱をされていた。世界的には子どもや若者の地域社会における活用を認め、公平に扱われることや子どもの意見、要求、優先事項が尊重され、法律、政策、予算及び彼らと関わる決定についてなどが考慮の対象となると確認されている。町長の公約の中で子ども環境条例と掲げている。

現在、安平町が進めている様々な教育の取り組み、教育環境の整備やどのような子どもたちの声を施策に反映

させるかなどを個別の子どもにやさしいまちづくり条例のようなものを作りながら明記していきたい。

## 一般質問を終えて

『まちづくり基本条例』は「町の憲法」と位置付けられ、5年ごとに見直し、育てていく条例とされている。理念など変えてはいけないものがある。一方で、現在の世界的な状況や大きな震災を経て、これまでの「当たり前」が変わってきていることも事実であり、大事にしなければならぬものも変わってくるのではないだろうか。我々町民に代わり、審議してください。現在、安平町が進めている様々な教育の取り組み、教育環境の整備やどのような子どもたちの声を施策に反映させていく。そしてこの条例がもっと身近なものになればと思う。



く どうしゅういち  
工藤秀一議員

## コロナワクチン接種の体制整備について

- ◇集団接種の開始から終了までの期間・場所・医療(接種)担当は
- ◇接種の予約方法は
- ◇接種による町内医療機関の影響は
- ◇移動が困難な施設入居者等について訪問接種の考えは

**質問** 集団接種の開始から終了までの期間は。

**答弁** ワクチン供給状況によるが、65歳以上の方の接種を4月～6月までに2回目を終わらせ、次に基礎疾患のある方、16歳以上64歳以下の順に進める。

**質問** 予約方法は。

**答弁** 追分・安平・早来・遠浅の4公民館を接種会場に考え、予約システムを導入し人数等把握する。

**質問** 接種は追分菊池病院と渡邊医院が担当とのことであるが、診療への影響を伺う。また、負担を考えると国や道へ医療支援の要望は。

**答弁** 追分菊池病院は休診せず対応可。渡邊医院は診療影響の少ない方法を協議中。苦小牧医師会等広域の接種についても検討中。

**質問** 移動が困難な施設入居者等は、訪問接種が安全安心と考えるが如何か。

**答弁** その方向で協議検討していきたい。

### 学級の少人数化とGIGAスクール

**質問** 政府方針は小学校の

**答弁** 1学級人数を現行40人から35人に引き下げが打ち出されている。現状問題はないが、統廃合を基本とした新しい学校では2学級の学年が必要になるが、教室数不足はないのか。

**答弁** 教室を広くとった設計を行い分割利用できる教室として整備しているのので対応は可能である。

**質問** GIGAスクール構想はコロナ禍でオンライン授業が急がれる状況で端末を一人一台配備などICT化の環境整備が進められていると思うが進捗を伺う。

**答弁** 本年度事業として予定通り完了。一人一台端末確保。現在教職員対象に使い方等研修し利用始めた。

**質問** 少人数学級とICT化の関係で期待することは。

**答弁** 学習の支援として大きな期待。生活の指導や心のケア等効果的と思う。

### 移住定住の促進

**質問** こども園と新しい学校に通わせたくて移住を決意したが土地が探せない。

**答弁** 学校周辺は町有地も厳しく、民地の取扱いや対応を今後検討したい。

**質問** 早来地区の物件は少ない上、空地はあるが地主や業者の土地のため一件一件交渉が必要。町外から来て土地探しは非常に大変な作業。せつかく子育て世代に選ばれても宅地を提供できないことは非常に残念。

**答弁** 土地情報を集める作業を今年度からやっている。引き続き選択できる土地を探したい。地震で多くの空地ができた。市街地から空地をなくしたい。

### 環境課題

**質問** 早来北進地区に産業廃棄物最終処分場の設置に向け準備が進められている状況。町は設置反対の立場であるが、国が定める設置基準に合致し、道知事が許可している案件なので合法のようである。今後どのように対応するのか。

**答弁** 事業者が地域に十分な説明や同意がない状況では出さないと約束していた

のに計画書を道に出し、許可を受けたもの。住民や議会と協力し阻止したい。

**質問** 環境条例に定める技術上の基準や生活環境影響評価など要件に適合するなかで道が許可。いま設置工事を開始しても法律上は問題なく思えるが、町は何をもって反対できるのか。

**答弁** 場内道路確保等解決に必要な事項がある。

**質問** 最悪の事態として業者と環境保全協定を結ばずに着工されることが心配。その前に道や業者と話し合うことが必要ではないか。

**答弁** 安平町の公害防止協定の締結要件でやっていただかないと先に進めない。不十分な住民説明会や同意がない現時点では歩み寄りという最終的に建てるというのであれば公害防止協定を定め不安に思うことについて明記し守つていただかなければならない。

**質問** 安平バイオマスエナジーの進捗は。

**答弁** 事業者未決定。コロナ禍で供用開始も遅れ見込



みうら えみこ  
三浦恵美子議員

# 介護事業計画について 町民の命と暮らしを守る社会保障の実現へ向けて

## 安平町しょうがい福祉計画について 医療・福祉施設関係者へのPCR検査について

### 介護事業計画について

**質問** 介護保険料滞納者の人数と対応について拙速な利用停止や差し止め、差押えなどの対応をしていないか。

**答弁** 現年度分は29件過年度分で141件。滞納対策は督促状送付、分納相談、分納誓約書提出により介護サービス利用を継続、差し止めや利用停止の事例はなし。生活保護への移行などの対応も町民の考えを尊重し対応する。

**質問** 国が示し今年4月からスタート予定の要介護認定1〜5の方の総合事業への移行について町の考え方向性は。

**答弁** 時間を頂き検討したい。

**質問** 高齢化率・介護認定の状況を見ながらの施設整備・人材確保について。

**答弁** 将来推計・人口推移等に注視しながら計画を進めることが最善であると考

える。人材確保については事業として登録制により行政ポイントを付与する、事業所への人材紹介等を8期計画へ明記。

**質問** 人材確保について移住定住施策の民間パートナー建設支援事業を利用したバックアップ体制を行う考えはあるか。

**答弁** 介護職員のみではなく町全体として交通の利便性、住居確保は課題で有り相対的に解消できるような継続して対策を講じる。

**質問** 情報提供について、認知症ケアパスをHPに掲載する考えはあるか。

**答弁** HPの見やすさ最新情報の更新等適切な形で情報が伝わるよう検討する。

### 安平町しょうがい福祉計画について

**質問** 第5期安平町しょうがい福祉計画の検証について。第6期計画策定については事業所などから聞き取

りをして策定されたか。

**答弁** 第5期は内部での検証、部会においての検証・検討している。第6期策定は直接各施設に聞き取りはしていないが部会の中に施設職員の方が居て意見を聞いている。

**質問** 施設入所から社会生活移行の目標値(5期3名6期5名)設定の根拠は。事業所の意向を加味した設定ではないのか。

**答弁** 平成28年度施設入所に関しては対入所者9%、平成29年度精神科医療機関入院対18%で目標値設定(国の指針)事業所の意向を反映したものではない。

**質問** 入所施設新設(統合)により定員減となることで社会生活移行となる利用者への支援方向性は。(施設整備に伴う地域への理解等)

**答弁** 情報共有を図りながら今後グループホーム建設等バックアップ体制についても情報を貰いながら一緒に建設に向け考えていく。地域の理解が得られるよう

場所の選定なども含め相談する。

**質問** 比較的軽度な方への就労支援(一般企業の理解と就労場所の確保等)について。

**答弁** 難しい問題。個別対応。困窮者独自支援、就労継続支援事業所等、様々なニーズに合わせた支援。受け入れ先の企業の理解を得る取り組み等も行う。

**質問** 後見人制度等の取り組みについて。

**答弁** 後見人制度(利用者に寄り添った体制)は勿論その前段階も支援を行う。

### 社会的検査(PCR検査)について

**質問** ワクチンとPCR検査(公費)二本立てで対策を講じる考えはあるか。

**答弁** クラスタ濃厚接触者以外は今すぐ行う考えはない。(ご本人の身体的負担と財政負担があるため)



よし おか まさ あき  
吉岡政昭議員

## リブロックの計画（産業廃棄物処理場建設）を知った7年前に、なぜ、断らなかつたのか？道の許可が出たあとの反対は、非現実的です！「工事差し止め訴訟は起こさない」（町長の議会答弁）

**計画を聞いた7年前に、なぜ反対しなかつたのか？**

**質問** 役場の記録によると平成26年6月26日に「リブロックの相談役と営業部長が来庁し産業廃棄物の処理場の建設計画がある。現在は計画段階であり、1年ほどかけて調査し事業を始めるかどうかを判断したい。調査結果については報告したい。」と述べたと記録にある。「計画」を聞いたときに、なぜ、反対しなかつたのか？

**答弁** 通常、業者が来たりする時は、「こんな計画があります」みたいな感じでパンフレットを置いていく。来庁した時は、そういう計画書だという判断ではなかった。正式な届け出でないの、ただ置いて行ったということだ。

**質問** 産業廃棄物最終処理場「建設許可基準」を、具体的に教えて欲しい。

**答弁** 1つは技術上の基準。2つ目は、周辺の施設に適正な配慮がなされること。3つ目は、申請者の能力が

環境省で定める基準に適合。4つ目は、申請者が心身の故障なく禁錮以上の刑に処されていないこと。

**道は、法令や事業計画以外の指導は出来ないが、町が公害防止協定を結べば、細かい内容をとり決め、企業に指導・改善要求が出来る。**

**質問** 今の許可基準の中に「公害防止協定の締結」の条件が入っているか

**答弁** 条件としては入っていない。

**質問** 北海道は安平町にもリブロックにも、公害防止協定締結の協議を行なうよう求めている。

**答弁** 北海道は町に対して公害防止協定の締結を求めている。それは産業廃棄物処理施設検討会の意見だ。

**質問** それはちがう。通知文書では「振興局の考え」として、「道は、法令や事業計画に定められている事項以外の指導は、出来ないが、公害防止協定を結べば、町が立ち入りを含め指導が出る。

来る。だから、公害防止協定の締結が望ましい」と文書に書いている。そもそも、公害防止協定は、紳士協定なのか、法的拘束力のある契約なのか。

**答弁** 公害防止協定の性質は、法的拘束力があるとする最高裁判決があった。

**胆振東部地震の時、早来工営からの報告は？**

**質問** 早来工営の点検記録簿によれば、地震で原水のポンプが壊れたが、発見されたのが地震から6日後だ。原水というのは、ドロドロして悪臭放つ大変な有害物質だ。報告はあったか。

**答弁** 報告があったかどうか不明だが、地震当時、このポンプは使用していなかったと聞いている。

**工事差し止め訴訟を起こす考えはあるか**

**質問** 瀧前町長の意向を継いで「工事差し止め訴訟」を起こす考えはあるか。

**答弁** 今のところ「工事差し止め訴訟」を起こす考えはない。

### 一般質問を終えて

最終処分場を「迷惑施設」呼ばわりするのは、不適切ではないか。

町長はこう答弁した。

「基本的には、最終処分場というのは迷惑施設であるから」と。町長は、違法行為をした特定の会社を言ったのではない。

日本中の最終処分場一般を「迷惑施設」と呼んでしまったのだ。明らかな失言である。念のために述べるが、もし、法律に基づく産業廃棄物最終処分場がなかったら、日本中、至る所に産業廃棄物の山が出来るだろう。現に安平町では、この法律があつても、早来北進地区で産業廃棄物が大量に土中に埋められた。追分旭地区では、49件の公共工事から出た産業廃棄物が、今なお、地中にある。産業廃棄物の排出業者と最終処分処理業者には、町の厳正な監視と指導が必要だ。同時に公害防止協定の厳守が急務。

# 総務常任委員会

所管事務調査

3月1日

## はやきた子ども園の 現況調査（オンライン） 議会のペーパーレス化等の調査研究

おり受け入れの低年齢化が進み、受け入れ体制の整備及び環境整備が課題である旨報告がなされ、併せて児童センターを含めた床の改善と園児用トイレの不足についても課題があり、本件課題に対し教育委員会事務局としても認識していることを確認し、調査を終了しました。

### ②議会のペーパーレス化等の調査研究について

a. タブレット等導入のアンケート結果の報告  
議会及び議員活動にタブレット端末等を導入している道内先進7自治体の議会事務局へアンケートを実施、調査結果に基づき事務局から報告がなされました。

なお、各委員から費用対効果等の研究及び先進自治体の事例調査などを継続する必要がありますについて意見がありましたので今後も調査を継続します。

b. オンラインによる会議の体験

政策推進課長及び地域おこし企業人から、オンライン

ンによる会議システムのデモンストレーション及び説明を受け委員会を終了しました。

### ☆議会・委員会等活動

臨時議会	2月19日
全員協議会	2月19日
議会運営委員会	2月26日
総務常任委員会	3月1日
全員協議会	3月4日
定例議会	3月5日～11日
予算審査特別委員会	3月9日～11日
広報特別委員会	4月16日
総務常任委員会	4月20日
臨時議会	4月28日

### 【議会事務局からのお願い】

議長宛の文書や案内状などは、議長公務日程調整のため、議会事務局に送付下さいますようお願いいたします。

### ▼用語の解説

◆（9ページ）

◆ストックマネージメント  
**意味** 持続的な下水道事業の実施を図るため、明確な目標を定め、膨大な施設の状態を客観的に把握、評価し、中長期的に施設の状態を保つこと。

◆（13ページ）

◆GIGAスクール構想  
**意味** 1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することと、特別な支援を必要とする子供を含め、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育ICT環境を実現する構想。

### ◆ICT

**意味** 「インフォメーション・アンド・コミュニケーション」の頭文字をとった略称で、一般的に「情報通信技術」と訳されます。

## あとがき

雪の少なかつた冬から早い春へと季節が変わり、本州からは1週間も早いさくらの便りが届き、北海道の開花はいつになるかと自分なりのさくらの開花予想を立てるのも楽しい春のひと時ですが、現状ではゆっくりと花見を楽しむことは難しくそうです。

今年も卒業式や入学式に参加が叶いませんでした。子ども達の希望と不安そうで緊張した顔を見るのも春の一大行事なのですが、とても残念です。昨年からのコロナ禍の中で多くの感染者が出て終息がいつになるのかわからない中、コロナワクチン接種が町内でも始まります。

変異株が増えてきているのが心配ですが、三密を避けてコロナに打ち勝ちましょう。

議会広報特別委員会  
委員 工藤 隆男

